

記入例2 [退職（未徴収税額は一括徴収）の場合]

一括徴収・・・給与支払者が未徴収税額を給与又は退職手当からまとめて徴収する方法

第十八号様式 用紙日本産業規格A4 第十条関係

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

●異動月の翌月10日までに提出してください。

濱田市長 様 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 令和 年 月 日提出		所在地 〒697-0027 浜田市殿町1番地	特別徴収義務者 指定番号 12345678	給与所得者 宛名番号 123456	所属 人事課給与係	氏名 島根 花子	電話 0855-22-2612 内線 (111)									
フリガナ	ハマダ イチロウ		フリガナ	シマネハマダショウジ												
氏名	浜田 一郎		氏名又は名称	株式会社 島根浜田商事												
生年月日	S56年 1月 23日		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
受給者番号			特別徴収税額 (年税額)	288,000		徴収済税額	120,000		未徴収税額 (ア) - (イ)	168,000		異動年月日	令和5年 10月 31日		異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
1月1日 現在の住所	浜田市 長沢町1234番地5		特別徴収税額 (年税額)	288,000		徴収済税額	120,000		未徴収税額 (ア) - (イ)	168,000		異動年月日	令和5年 10月 31日		異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
異動後の 住所	東京都千代田区 神田1番地		特別徴収税額 (年税額)	288,000		徴収済税額	120,000		未徴収税額 (ア) - (イ)	168,000		異動年月日	令和5年 10月 31日		異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
フリガナ	ハマダ イチロウ		特別徴収税額 (年税額)	288,000		徴収済税額	120,000		未徴収税額 (ア) - (イ)	168,000		異動年月日	令和5年 10月 31日		異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名	浜田 一郎		特別徴収税額 (年税額)	288,000		徴収済税額	120,000		未徴収税額 (ア) - (イ)	168,000		異動年月日	令和5年 10月 31日		異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
生年月日	S56年 1月 23日		特別徴収税額 (年税額)	288,000		徴収済税額	120,000		未徴収税額 (ア) - (イ)	168,000		異動年月日	令和5年 10月 31日		異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0		特別徴収税額 (年税額)	288,000		徴収済税額	120,000		未徴収税額 (ア) - (イ)	168,000		異動年月日	令和5年 10月 31日		異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
受給者番号			特別徴収税額 (年税額)	288,000		徴収済税額	120,000		未徴収税額 (ア) - (イ)	168,000		異動年月日	令和5年 10月 31日		異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
1月1日 現在の住所	浜田市 長沢町1234番地5		特別徴収税額 (年税額)	288,000		徴収済税額	120,000		未徴収税額 (ア) - (イ)	168,000		異動年月日	令和5年 10月 31日		異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
異動後の 住所	東京都千代田区 神田1番地		特別徴収税額 (年税額)	288,000		徴収済税額	120,000		未徴収税額 (ア) - (イ)	168,000		異動年月日	令和5年 10月 31日		異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
新しい （特別 徴収 義務 者） 勤務 先	特別徴収義務者 指定番号 新規	個人番号 又は法人番号 _____
	所在地	担当者 連絡先
	フリガナ	氏名
	氏名又は名称	電話
		内線 ()
		受給者番号 _____
		納入書の要否 (新規の場合の み記載)
		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 11 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 11 月 20 日
		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 168,000 円

3. 普通徴収の場合		※浜田市記入欄
理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	